

処 分 基 準

平成29年 4 月 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 4 9 条第 2 項
処 分 の 概 要：営業の廃止命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 5 条第 3 項（警備業の要件に該当する旨の通知）、第 7 条第 3 項（認定証の有効期間を更新しない旨の通知）、第 8 条（認定の取消し）
処 分 基 準： 次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。 1 警備業法第49条第 2 項第 1 号に該当する場合 2 警備業法第49条第 2 項第 2 号に該当する場合 3 警備業法第49条第 2 項第 3 号に該当する場合（その営業が警備業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話0952-24-1111内3033） 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂